

6 職員の分限および懲戒処分の状況

(令和3年度)

種別	件数
分限処分(休職)	1件
懲戒処分	0件

7 職員のサービスの状況

①職員の守るべき義務の概要

種類	根拠条文(地方公務員法)
サービスの根本基準	第30条
信用失墜行為の禁止	第33条
守秘義務	第34条
職務専念義務	第35条
政治的行為の制限	第36条
争議行為等の禁止	第37条
営利企業等の従事制限	第38条

②職務専念義務の免除状況(令和3年度)

免除理由	承認件数
総合健診受診	40件
昇任試験	3件

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の規定により、離職後に営利企業に再就職した元職員は、離職前の職務に関して、原則として現職員への働きかけができないこととされました。退職管理に関する取組は、町規則に基づき行なっており、令和3年度中の該当案件はありませんでした。

9 職員の研修の状況

研修の実施状況(令和3年度)

種別	件数	参加者数
町研修	2件	115人
彩の国さいたま 人づくり広域連合研修	19件	44人

10 職員の福祉および利益の保護の状況

①共済事業

埼玉縣市町村職員共済組合に加入

②勤務条件に関する措置の要求の状況

事案なし

③不利益処分に関する不服申し立ての状況

事案なし

住居手当

区分	金額
借家等居住者	最高28,000円(家賃に応じて支給)

時間外勤務手当

年度	支給総額	職員1人あたりの支給年額
令和3年度	13,362千円	154千円
令和2年度	4,358千円	48千円

期末手当・勤勉手当

支給期	期末手当	勤勉手当
6月	1.275月分	0.950月分
12月	1.275月分	0.950月分
計	2.550月分	1.900月分

退職手当

令和4年3月31日現在

勤続年数	自己都合	勸奨・定年
20年	19.6695月分	24.586875月分
25年	28.0395月分	33.27075月分
35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分

⑥特別職の給与・報酬などの状況

職名	給料月額等	期末手当
町長	678,000円	4.45月分 (15%加算 措置あり)
副町長	588,000円	
教育長	521,000円	
議長	265,000円	
副議長	210,000円	
議会各委員長	195,000円	
議員	190,000円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間の概要

勤務日	月～金曜日(原則)
1週間あたりの勤務時間	38時間45分
休憩時間	正午～午後1時

②休暇制度の概要

年次有給休暇

20日/年 前年からの繰り越しを含め最高40日/年
病気休暇

必要最小限度 負傷又は疾病のため勤務できない場合
介護休暇

必要相当日数 親族の介護(無給)

5 職員の休業に関する状況

育児休業などの取得状況(令和3年度)

令和3年度の取得職員	2人
------------	----